

番号	
----	--

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

記入年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	所属・職名	
	氏名			T E L	
				E-Mail	

* 貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者（利用者）についてご記入ください。

相手先氏名		国名	
	※ □非居住者 □特定類型該当者（□類型① □類型② □類型③）該当性の根拠〔 〕		
提供予定の技術の内容 （概要）		相手先の所属	
		取引期間	～
輸出貨物の名称 （機器・試料等の名称）		用途 （貨物の輸出の場合）	

※特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

該当する事項にチェックを入れ（■・✓）、裏面(フローチャート)のチェックを行ってください。

☐ 技術の提供	☐ 貨物の輸出（ ☐ 自作品（改造機器、試料を含む） ☐ 購入品）
--------------------------------	--

●以下は、裏面（フローチャート）のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

[相手先に関する懸念情報] ※裏面の『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国人ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公開情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。）に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（<http://www.meti.go.jp/anpo/law05.html#user-list>）を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

●以下は、申請者は記入不要

部局輸出管理責任者確認欄（該当のものにチェックを入れる）		確認欄	
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		部局輸出管理責任者	部局輸出管理責任者
		年 月 日	年 月 日
☐ 取引可	☐ 審査票の作成を要する		
コメント欄			

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(技術の提供・貨物の輸出用)(様式5)」と②「用途確認及び需要者確認チェックシート（様式4）」を作成し、この書式（様式1）と、これまで作成・徴収した書類を全て添付して、国際医療福祉大学安全保障輸出管理委員会に提出してください。

安全保障輸出管理（技術の提供・貨物の輸出）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。

START ⇒
海外とコンタクトする

B) (自分は)国内にいる
※C)～E)の該当するもの

☐ **C) [貨物の輸出]**
研究資機材の装置、資料等の物品(貨物)を持ち出す(持ち帰る)又は送付する。
 但し、自己使用のパソコン、市販デジタルカメラ(普及品)、スマートフォンは除く
 貨物の名称・概要

☐ **D) [技術の提供]**
技術の提供(外国機関との共同研究等やメール・ファックス等での技術提供を含む)を行う。
 技術にはプログラムも含む。
 提供する技術の概要

☐ **E) [外国派遣]**
学生・研究員等を外国へ派遣する

☐ **F) 技術の提供を他者にしない、または、不特定多数が参加できる国際会議・学会等への参加である(発表内容が特定できる情報をこの事前確認シートとともにご提出ください)**

☐ はい
 ☐ いいえ

A) (自分で)外国へ行く（国際会議・会議での打ち合わせ等）
※装置・試料等を自ら持ち出す場合は、C) もチェックする。
 但し、自己使用のパソコン、市販デジタルカメラ(普及品)、スマートフォンは除く

G) 技術の該否判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該否判定書(様式3)を作成してください。
貨物の該否判定(※注2)を、輸出貿易管理令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該否判定書(様式3)を作成してください。
* 経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

輸出する貨物・提供する技術は、「外為法リスト規制」に該当する ☐ はい ☐ いいえ

(※注2) 該否判定： 当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれかの項番・条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該否判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、部局輸出管理責任者へ確認してください。

☐ **H) 事前確認シート<様式1(表面)>の[相手先に関する懸念情報]をチェックしてください。**
[相手先に関する懸念情報]に一つ以上「はい」がある。 ☐ はい ☐ いいえ

☐ G)・H) がいずれも はい
 または
☐ G) が いいえ、H) が はい の場合

☐ G)・H) がいずれも いいえ の場合

☐ **I) 相手先は輸出令別表第3の地域である(※表1)**
☐ はい

【外為法の例外規定の適用】
J) ① ☐ 論文投稿や特許出願等技術の公知化のための提供である
② ☐ 公知の技術の提供である (※注1)

①、②の根拠記入欄

公表(予定)年月日

公表(予定)媒体・学会名

(※注1) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例
 ・新聞、書籍、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
 ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
 ・あらかじめ設定されて見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
 ・学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引・ソースコードが公開されているプログラムの提供

☐ ①、②のいずれにも該当しない
 または
☐ ①、②のいずれかに該当するが、G) または H) が はい の場合

☐ ①、②のいずれかに該当(左記を除く)

**このシート(様式1)と今までに作成・徴収した書類を
 すべて部局輸出管理責任者へ提出して、審査を受けてください。**

なお特定の非居住者・特定類型該当者に対する技術の提供と研究資機材の輸出の場合は、事前確認シートを分けて提出してください。

書類を提出のうえ取引可

※表1：輸出令別表第3の地域（輸出管理が適正に行われると認められる国）
 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国